

令和8年3月31日以前を契約日または共済期間の始期とする  
ご契約において適用する共済約款の変更内容について

1. 建物更生共済の約款変更（自動保障となる工作物へのサイクルポートの追加）

建物更生共済契約

（平成29年4月1日以後令和8年3月31日以前を契約日とするご契約）

平成29年4月1日以後令和8年3月31日以前を契約日とする建物更生共済のご契約について、次の共済約款の変更内容を適用します。

（下線部分に変更部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">〔普通約款〕</p> <p style="text-align: center;">第1章 建物条項</p> <p>第3条 [共済の対象の範囲]</p> <p>(1) }            ˘ } [略]            (3) }</p>	<p style="text-align: center;">〔普通約款〕</p> <p style="text-align: center;">第1章 建物条項</p> <p>第3条 [共済の対象の範囲]</p> <p>(1) }            ˘ } [略]            (3) }</p>

改 正 後		改 正 前	
<p>(4) 建物を共済の対象とする場合において、建物が所在する敷地内(注1)に設置され、かつ、被共済者が所有する次の物(注2)は、共済契約申込書にこれらを共済の対象から除外する旨が記載されていないときは、共済の対象に含まれます。</p>		<p>(4) 建物を共済の対象とする場合において、建物が所在する敷地内(注1)に設置され、かつ、被共済者が所有する次の物(注2)は、共済契約申込書にこれらを共済の対象から除外する旨が記載されていないときは、共済の対象に含まれます。</p>	
区 分	内 容	区 分	内 容
① 付属建物	物置、納屋または車庫(注3)	① 付属建物	物置、納屋または車庫(注3)
② 工作物	門、塀、垣、 <u>カーポート</u> または <u>サイクルポート</u> (注4)	② 工作物	門、塀、垣 <u>または</u> カーポート(注4)
(注1)	} [略]	(注1)	} [略]
く			
(注4)			
<p>(5) 建物を共済の対象とする場合において、建物が所在する敷地内に設置され、かつ、被共済者が所有する次の物(注1)は、共済契約申込書にこれらを共済の対象に含める旨が記載されているときは、共済の対象に含まれます。</p>		<p>(5) 建物を共済の対象とする場合において、建物が所在する敷地内に設置され、かつ、被共済者が所有する次の物(注1)は、共済契約申込書にこれらを共済の対象に含める旨が記載されているときは、共済の対象に含まれます。</p>	
区 分	内 容	区 分	内 容
① 付属建物	物置、納屋または車庫(注2)以外の付属建物	① 付属建物	物置、納屋または車庫(注2)以外の付属建物
② 工作物	門、塀、垣、 <u>カーポート</u> <u>および</u> <u>サイクルポート</u> (注3)以外の工作物	② 工作物	門、塀、垣 <u>および</u> カーポート(注3)以外の工作物
(注1)	[略]	(注1)	[略]
(注2)	[略]	(注2)	[略]

改 正 後	改 正 前
(注3)(4)の門、塀、垣、 <u>カーポート</u> および <u>サイクルポート</u> をいいます。	(注3)(4)の門、塀、垣、 <u>および</u> カーポートをいいます。

## 2. 生命総合共済等の約款変更（健康保険証の廃止に伴う共済金等の代理請求時における必要書類の変更）

### 共済約款の変更例（令和7年度に締結された終身共済契約の変更内容）

令和8年3月31日以前に締結されたご契約について、次の共済約款の変更例に準じて取り扱います。

（下線部分は変更部分）

改 正 後		改 正 前	
〔 別 表 〕		〔 別 表 〕	
別表〔請求書類〕		別表〔請求書類〕	
(1) 共済金等にかかる請求書類		(1) 共済金等にかかる請求書類	
請求の種類	必要書類	請求の種類	必要書類
死亡共済金または後遺障害共済金の支払請求 （特約死亡共済金、災害死亡共済金、特約後遺障害共済金、災害後遺障害共済金、第1回	ア. 死亡共済金受取人または被共済者による請求の場合 （ア）共済金支払請求書 （イ）共済証書（更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証） （ウ）被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書	死亡共済金または後遺障害共済金の支払請求 （特約死亡共済金、災害死亡共済金、特約後遺障害共済金、災害後遺障害共済金、第1回	ア. 死亡共済金受取人または被共済者による請求の場合 （ア）共済金支払請求書 （イ）共済証書（更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証） （ウ）被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書

改 正 後		改 正 前	
生活保障年金および災害給付金を含みます。)	<p>(エ) 死亡した場合は組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調書に記載した事項の証明書、後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合は組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書</p> <p>(オ) 死亡した場合は死亡共済金受取人、後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合は被共済者の印鑑証明書</p> <p>イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合</p> <p>(ア) 共済金支払請求書</p> <p>(イ) 共済証書（更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証）</p> <p>(ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本</p> <p>(エ) 組合の指定した書式による医師の診断書</p> <p>(オ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書</p> <p>(カ) 代理人の印鑑証明書</p> <p>(キ) <u>代理人が被共済者と生計を一にしている事実を証明する組合が認めた書類</u></p>	生活保障年金および災害給付金を含みます。)	<p>(エ) 死亡した場合は組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調書に記載した事項の証明書、後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合は組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書</p> <p>(オ) 死亡した場合は死亡共済金受取人、後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合は被共済者の印鑑証明書</p> <p>イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合</p> <p>(ア) 共済金支払請求書</p> <p>(イ) 共済証書（更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証）</p> <p>(ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本</p> <p>(エ) 組合の指定した書式による医師の診断書</p> <p>(オ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書</p> <p>(カ) 代理人の印鑑証明書</p> <p>(キ) <u>被共済者または代理人の健康保険被保険者証の写し</u></p>
[略]	[略]	[略]	[略]

改 正 後		改 正 前	
第2回以後の生活保障 年金の支払請求	ア. 生活保障年金受取人による請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 生活保障年金受取人の印鑑証明書 イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (エ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項 証明書 (オ) 代理人の印鑑証明書 (カ) <u>代理人が被共済者と生計を一にしている事実            を証明する組合が認めた書類</u>	第2回以後の生活保障 年金の支払請求	ア. 生活保障年金受取人による請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 生活保障年金受取人の印鑑証明書 イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (エ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項 証明書 (オ) 代理人の印鑑証明書 (カ) <u>被共済者または代理人の健康保険被保険者証            の写し</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

改 正 後		改 正 前	
[略]	[略]	[略]	[略]
指定代理請求特約による 共済金等の代理請求	(ア) 共済金等の請求書類 (イ) 被共済者および指定代理請求人の戸籍謄本 (ウ) 指定代理請求人の住民票の写しまたは住民票 記載事項証明書 (エ) 指定代理請求人の印鑑証明書 (オ) 指定代理請求人が <u>被共済者と生計を一にして</u> <u>いる事実を証明する組合が認めた書類</u> (カ) 指定代理請求人が被共済者の財産管理を行っ ている者である場合は、契約書および財産管理 状況の報告書の写し等その事実を証明する組合 が認めた書類	指定代理請求特約による 共済金等の代理請求	(ア) 共済金等の請求書類 (イ) 被共済者および指定代理請求人の戸籍謄本 (ウ) 指定代理請求人の住民票の写しまたは住民票 記載事項証明書 (エ) 指定代理請求人の印鑑証明書 (オ) <u>被共済者または指定代理請求人の健康保険被</u> <u>保険者証の写し</u> (カ) 指定代理請求人が被共済者の財産管理を行っ ている者である場合は、契約書および財産管理 状況の報告書の写し等その事実を証明する組合 が認めた書類